

2017年11月29日 全13頁

# 民法（債権法）改正で実務はどう変わる？②

～請負・委任にまつわる場面

金融調査部 研究員  
小林章子

## [要約]

- 2017年5月26日、「民法の一部を改正する法律」が成立し、同6月2日に公布された。いわゆる「債権法」の改正である。
- 具体的に企業が請負契約を結ぶ（システムなどの開発・製作などを請け負う）場面を設定すると、留意すべき改正点は、①仕事完成前でも請負報酬請求ができることが明文化されたこと、②「瑕疵担保責任」が「契約不適合責任」として新たに「報酬減額請求」ができ、責任追及の期間制限が見直されたことなどが挙げられるだろう。
- 請負契約および委任契約に関わる改正内容は、原則として「任意規定」であり、当事者間の契約で異なる定めをすることができる。もっとも、民法の規定は、契約で定めておかなかった場合に適用されるだけでなく、契約内容のベースラインとしての意味を持つといえる。企業には、改正民法が適用される契約についてチェックすることが求められるといえるだろう。

## 目次

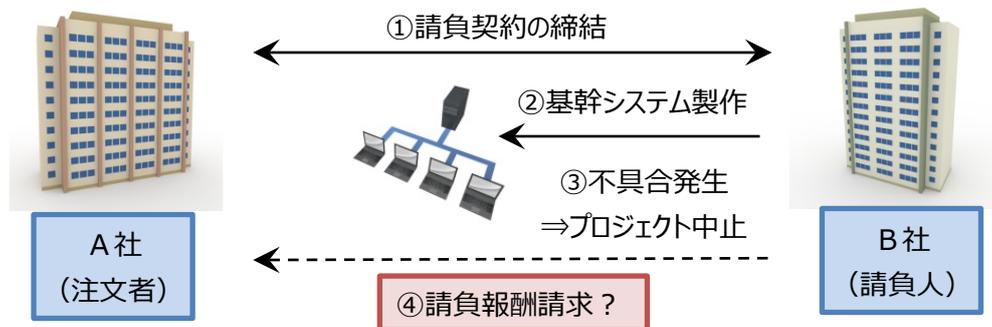
|  |    |
|--|----|
| 1. 請負契約.....                               | 2  |
| (1) 開発プロジェクトが中止された場合～仕事完成前の請負報酬請求を明文化..... | 2  |
| ①注文者の帰責事由なしに仕事を完成できなくなった場合（履行不能）.....      | 3  |
| ②仕事の完成前に契約が解除された場合.....                    | 4  |
| (2) 製作物の不具合が判明した場合～「瑕疵担保」から「契約不適合」へ.....   | 5  |
| ①瑕疵担保責任（契約不適合責任）の発生.....                   | 7  |
| ②注文者の責任追及の手段.....                          | 7  |
| ③注文者が責任追及できる制限期間.....                      | 8  |
| 2. （準）委任契約.....                            | 9  |
| (1) 委任契約が途中で終了した場合～報酬請求の規定の見直し.....        | 9  |
| (2) 「成果報酬型」の委任契約の規定の新設.....                | 10 |
| (3) 委任事務の更なる委任～「復委任」の規定の新設.....            | 11 |

3. 改正民法の施行日と適用日（経過措置）～改正民法はいつから適用？…………… 12
- （1）施行日…………… 12
- （2）適用日（経過措置）…………… 12
- （3）改正民法による影響…………… 13

## 1. 請負契約

### （1）開発プロジェクトが中止された場合～仕事完成前の請負報酬請求を明文化

事例1：システム開発を業とするB社は、顧客データベースシステムの開発製作を内容とする業務をA社から請け負った。ところが、データベースの基幹システムが製作された後、製作中の周辺プロジェクトに致命的な不具合が発生したため、開発プロジェクトを中止せざるをえなくなった。なお、中止の原因である周辺システムの不具合は、注文者A社には責任はなかった。



現行民法では、請負契約とは、契約の目的である「仕事の結果」に対して請負報酬が支払われる契約である（632条）。また、この報酬は、製作した物の引渡し時（引渡しが必要な場合は仕事の完成後）に支払われるものとされている（633条、624条1項）。したがって、請負人が途中まで仕事をしたとしても、仕事が完成しない限り、請負人は報酬を請求できないのが原則である。事例1では、顧客データベースシステムの開発製作というプロジェクトが途中で中止されたため、仕事は完成しておらず、請負人B社は原則として、請負報酬を請求できないことになる（注文者A社は請負報酬を支払う義務はない）。

ただし、現行でも、仕事の完成前に請負人の債務不履行により契約を解除した事例で、既に行われた仕事の結果が可分であり、かつ、注文者が既履行部分の給付について利益を有する場合は、特段の事情がない限り、既履行部分の契約を解除できないとした判例<sup>1</sup>がある。この判例に従うと、注文者に利益がある限りで、既に履行された部分については請負契約を解除できないため、報酬債権も存続することになり、請負人は既に履行された部分の報酬を請求できることになる（注文者は請負報酬を支払う義務がある）。事例1では、開発プロジェクトは中止されているものの、基幹システムは製作されている。この基幹システムが注文者A社にとって利益

<sup>1</sup> 最高裁昭和56年2月17日判決・判時996号61頁。ただし、建築工事の請負契約についての判例。

を有するものである場合（システム単独で利用したり、他のシステムに組み込んで利用したりできる場合）、A社は基幹システムの開発製作に係る部分の契約は解除できず、請負人B社はその部分の請負報酬を請求できることになる。

改正民法では、この判例の取り扱いが明文化された。すなわち仕事が可分であることを前提に、①注文者の帰責事由なしに仕事を完成できなくなった場合（履行不能）、または②仕事の完成前に契約が解除された場合に、既履行部分について注文者が利益を受けるときは、既履行部分を仕事の完成とみなし、請負人は注文者の利益の割合に応じた報酬<sup>2</sup>を請求できる（634条）こととされた（図表1）。つまり、仕事が完成しない限り請負人は報酬を請求できないという原則は維持したまま（改正民法632・633条）、契約の解除とは無関係に<sup>3</sup>、独立して注文者に利益となる既履行部分を仕事の完成とみなして、報酬が発生することとしている。

図表1 請負報酬に関する改正点

|    | 現行民法   | 改正民法  | 改正の内容  |
|----|--|---|--|
| 原則 | 請負人は「仕事の完成」によって報酬を請求できる。完成前には原則として請求できない   | 請負人は「仕事の完成」によって報酬を請求できる。完成前には原則として請求できない  | 仕事の完成前には原則として報酬を請求できないことは変更なし  |
| 例外 | 「仕事の完成」前でも、既に行われた仕事の結果が可分であり、かつ、注文者が既履行部分の給付について利益を有するときは、 <b>特段の事情がない限り、既履行部分の契約を解除できない</b> （したがって、既履行部分については注文者の反対給付（報酬債務）も存続するため、請負人はその部分の報酬を請求できる） | 「仕事の完成」前でも、既に行われた仕事の結果が可分であることを前提に、①注文者の帰責事由なしに仕事を完成できなくなった場合または②仕事の完成前に契約が解除された場合に、既履行部分について注文者が利益を受けるときは、 <b>既履行部分を仕事の完成とみなし、</b> 請負人は注文者の利益の割合に応じた報酬を請求できる | 例外的に、仕事の完成前でも報酬を請求できる場合について、現行の判例での取扱いを明文化。ただし、下記の点に留意。<br>・ <b>契約の解除とは無関係に、独立して注文者に利益となる既履行部分を仕事の完成とみなして報酬が発生</b><br>・注文者と請負人の帰責事由と報酬請求との関係は、図表2を参照 |

（出所）現行民法及び改正民法を基に大和総研作成

#### ①注文者の帰責事由なしに仕事を完成できなくなった場合（履行不能）

「注文者の帰責事由なしに仕事を完成できなくなった場合」とは、注文者と請負人のどちらにも帰責事由がなく仕事の完成が不能となった場合のほか、請負人に帰責事由があっても仕事の完成が不能となった場合も含まれる<sup>4</sup>。注文者と請負人の帰責事由によって分類すると、図表2の

<sup>2</sup> 報酬の額は、例えば「当初予定された仕事全体のうち既履行部分の割合×約定報酬額」として算出することが考えられる。法務省民事局参事官室「民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明」（平成25年4月）P.474参照。

<sup>3</sup> 脚注2資料P.473参照。

<sup>4</sup> 法制審議会民法（債権関係）部会資料81-3「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案の原案（その3）補

ようになる。事例1では注文者A社に責任がない周辺システムの不具合により開発プロジェクトが中止しているが、仮に請負人B社に責任があったとしても、既に製作された基幹システムが注文者A社にとって利用できるものであるときは、請負人B社はA社の利益の割合に応じた報酬を請求できることになる（改正民法634条）。ただし、この報酬請求とは別に、請負人B社のA社に対する債務不履行責任（損害賠償、解除）が問題になりうる。

図表2 仕事を完成できなくなった場合の帰責事由と報酬請求の関係（改正後）

|          |    | 注文者の帰責事由 |       |
|----------|----|----------|-------|
|          |    | あり       | なし    |
| 請負人の帰責事由 | あり | —※1      | △※2※3 |
|          | なし | ○※4      | △※3   |

(※1) 請負人と注文者の双方に帰責事由がある場合については、双方の帰責性の大きさを比較して、危険負担と損害賠償責任の組み合わせにより妥当な解決を導くべきと思われる。仮に報酬請求を認めた場合には、請負人の帰責性は一定の損害賠償責任を認めることで評価されるものと考えられる。中田裕康『契約法』（有斐閣、2017年）P.169参照。

(※2) 報酬請求とは別に、請負人の債務不履行責任が問題になりうる。

(※3) 請負人は、注文者が利益を受ける既履行部分について報酬を請求することができる（改正民法634条1号）。

(※4) 請負人は、報酬の全額を請求することができる（注文者が危険を負担する）。ただし、残部の請負債務を免れたことにより受けた利益（材料費・人件費など請負債務の履行のための費用など）は注文者に償還しなければならない（改正民法536条2項）。

(※5) ○…全額報酬請求可、△…一部報酬請求可。

(出所) 改正民法を基に大和総研作成

## ②仕事の完成前に契約が解除された場合

「仕事の完成前に契約が解除された場合」とは、注文者による任意解除のほか、請負人の履行遅滞による解除の場合も含まれる<sup>5</sup>。注文者による任意解除とは、請負人の仕事完成前であればいつでも契約を解除できるとするもので、その代わり注文者は解除によって生じた損害（それまでの費用と履行利益（仕事の完成により得られたらう利益））を請負人に賠償する必要がある（現行・改正民法641条）。

なお、債務不履行による契約の解除については、大幅な改正が行われている。すなわち、従来、債務不履行による解除とは、債務の履行をしなかった債務者への制裁の制度としてとらえられていたことから、「債務者に帰責事由があること」が必要とされていた。

改正民法では、解除は、債権者を契約の拘束力から解放する制度として構成されることとされ<sup>6</sup>、債務者に帰責事由がない場合でも、債権者は原則として契約の解除ができることとなった（541・542条）。ただし、債権者に帰責事由があるときは解除ができない（543条）。改正民法で債務不履行による解除ができる場合をまとめると、**図表3**のとおりとなる<sup>7</sup>。

充説明」P.17参照。

<sup>5</sup> 法制審議会民法（債権関係）部会資料72A「民法（債権関係）の改正に関する要綱案のたたき台(6)」P.3参照。

<sup>6</sup> 法制審議会民法（債権関係）部会資料68A「民法（債権関係）の改正に関する要綱案のたたき台(3)」P.25参照。

<sup>7</sup> なお、この債務不履行による解除の他にも、請負契約の場合は注文者からの任意解除（及び現行民法では瑕疵担保責任による解除）ができ、（準）委任契約の場合は双方からの任意解除ができることに注意が必要である。

図表3 債務不履行による解除の範囲（改正後）

|          |    | 債権者の帰責事由                           |  |
|----------|----|------------------------------------|--|
|          |    | あり                                 | なし   |
| 債務者の帰責事由 | あり | —                                  | 債権者側 : ○ <sup>※1</sup><br>債務者側 : ×                   |
|          | なし | 債権者側 : ×<br>債務者側 : ○ <sup>※1</sup> | 債権者側 : ○ <sup>※1※2</sup><br>債務者側 : ○ <sup>※1※2</sup> |

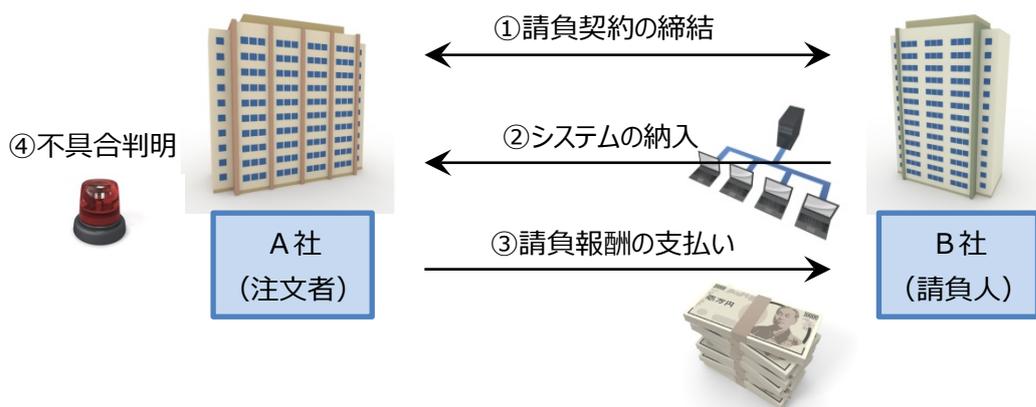
(※1) 催告解除について、契約及び取引上の社会通念からみて不履行が軽微である場合は解除ができないことが明文化された（改正民法 541 条）。

(※2) 催告解除（改正民法 541 条）のほか、履行が全部不能であるとき、債務者が明確に一部の履行を拒絶しかつ残りの部分だけでは契約の目的を達成できないときなどは無催告解除ができるとされた（改正民法 542 条）。

（出所）改正民法を基に大和総研作成

## （2）製作物の不具合が判明した場合～「瑕疵担保」から「契約不適合」へ

事例2：事例1のB社は、請負契約に定めた期限どおりにシステムを完成させてA社に納入した。A社は請負報酬をB社に支払い、システムの運用を開始した。ところが納入から2年後、そのシステムにはB社の設計ミスによる重大なバグがあることが判明した。



現行民法では、請負契約の仕事の完成後、契約に基づいて製作されたシステムなどの製作物（請負契約の目的物）に「瑕疵」（キズ）があった場合、請負人は注文者に対して「瑕疵担保責任」を負うこととされている（634条～640条）<sup>8</sup>。「瑕疵」とは、その物に通常あるいは契約上有しているべき種類・品質が欠けていることをいい、請負人はそのことに過失（ミス）がない場合にも責任を負わなければならない（無過失責任）。具体的な責任追及の手段としては、「瑕疵修補請求（瑕疵を修理することの請求）」、「（瑕疵修補に代わる）損害賠償の請求」及び「契約の解除」ができることになっている（634条・635条）。また、この責任追及は、引渡し時（引渡しが必要の場合は、仕事終了時）から1年以内に請求することが必要である（637条）。

事例2では、請負人B社が製作したシステムに重大なバグがあるが、システムには通常この

<sup>8</sup> なお、現行民法では、製作物が建物等の「土地の工作物」であるか否かによって、瑕疵担保責任の内容が異なっている部分がある（契約の解除の可否、責任追及の期間制限）。このレポートでは、「土地の工作物」以外の製作物について記載する。なお、改正民法では、製作物が「土地の工作物」であるか否かによる区別はなくなった。

ようなバグがないことが期待されているといえるから、このバグは「瑕疵」といえる。ところが、このシステムはA社に納入されてから2年が経っており、引き渡しから既に1年を過ぎているから、A社は瑕疵担保責任を追及することはできないことになる（別途、債務不履行責任は追及しうる）。

他方、改正民法では、製作物（請負契約の目的物）が**種類・品質・数量**に関して「**契約不適合**」であった場合は、請負人は「**契約不適合責任**」を負い、注文者は請負人に対して、「**履行の追完請求**」、「**損害賠償請求**」、「**契約の解除**」及び「**報酬の減額請求**」ができることとなった。

改正前後の請負契約の瑕疵担保責任（契約不適合責任）の内容をまとめると、**図表4**のとおりとなる。

**図表4 請負契約の「瑕疵担保責任」に関する改正点**

|                | 現行民法   | 改正民法 <sup>※1</sup>  | 改正の内容   |
|----------------|--|---|---|
| ①責任の発生         | 製作物に「 <b>瑕疵</b> 」があるとき(634条)                           | 製作物が種類・品質・数量に関して「 <b>契約不適合</b> 」であるとき(559条・562条)                                | ・文言が変更するだけで、 <b>瑕疵の範囲は改正後も変更なし</b> 。<br>・ただし、契約の内容がより重要に  |
| 注文者の指示などがあった場合 | 注文者の提供した材料の性質や指図による瑕疵の場合は請求できない(636条) <sup>※2</sup>    | 注文者の提供した材料の性質や指図による不適合の場合は請求できない(636条) <sup>※2</sup>                            | ・改正前後で変更はない   |
| 責任を負わない特約      | 請負人が知りながら告げなかった事実については責任免除されない(640条)                   | 請負人が知りながら告げなかった事実については責任免除されない(559条・572条)                                       | ・改正前後で変更はない   |
| ②責任追及の手段       | ・瑕疵修補請求(634条1項)<br>※重要でない瑕疵で、修補に過分の費用を要するときは不可(634条1項) | ・ <b>履行の追完請求(瑕疵修補に限られない)</b> (559条・562条)<br>※請負契約及び取引通念上追完不能であるときは不可(412条の2第1項) | ・履行の追完請求として、 <b>瑕疵修補以外の手段(代物請求など)も可能に</b>                 |
|                | ・損害賠償請求(634条2項) <sup>9</sup><br><b>【無過失責任】</b>         | ・損害賠償請求(559条・564条・415条)<br><b>【過失責任<sup>※9</sup>】</b>                           | ・ <b>損害賠償請求は請負人の過失が必要となる</b>                              |
|                | ・契約の解除(635条)<br><b>※ただし、「契約の目的が達成できないとき」に限る</b>        | ・契約の解除(559条・564条・541条・542条)<br><b>【催告解除・無催告解除可】</b>                             | ・契約の目的が達成できないときでなくても契約の解除ができることとなり、 <b>注文者が解除できる場合が拡大</b> |
|                | —  | ・ <b>報酬の減額請求</b> (559)  | ・現行の手段に加えて  |

<sup>9</sup> 瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求には、瑕疵修補に代わる場合（注文者が請負人以外の業者に瑕疵の修理を依頼し、その代金を請負人に請求するというような場合）のほか、瑕疵修補とともにする場合（瑕疵修補では埋め合わせできない損害の賠償）がある。

|            |  |  |   |
|------------|--|--|---|
|            |  | 条・563 条)   | <b>「報酬の減額請求」が可能となり、注文者の責任追及の手段が増える</b>  |
| ③責任追及の制限期間 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き渡し時(仕事終了時)から1年以内に請求しなければならない(637 条)</li> <li>・契約で期間を伸ばすことができる(上限 10 年)(639 条)</li> <li>・請求権自体は一般の消滅時効(引渡しから民事 10 年、商事5年)にかかる(判例、167 条1項、商法 522 条)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・種類・品質に関しては契約不適合であることを注文者が知ってから1年以内に通知しなければならない(637 条1項)<sup>※4</sup></li> <li>・数量に関しては契約不適合であることを注文者が知ってから5年または引き渡し等から10年で消滅(一般の消滅時効)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・期間の起算点が変更され、引き渡し時(仕事終了時)から1年を過ぎても、注文者からの責任追及の可能性あり</li> <li>・ただし、請求権自体は一般の消滅時効にかかる<sup>※5</sup></li> <li>・注文者が請求権を保存するためにしなければならない行為が「請求」から「通知」に緩和</li> </ul> |

(※1) 原則として、売買の瑕疵担保責任の規定が準用される(559 条)。

(※2) ただし、請負人が材料または指図が不相当であることを知っていたにもかかわらず注文者に告げなかったときは、注文者は責任追及できる。

(※3) 「過失」の有無は、契約など債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして判断される(415 条)。

(※4) ただし、請負人が引き渡し時または仕事終了時に契約不適合であることを知っていたか、または知らなかったことに重大な過失がある場合は、請負人を保護する必要がないため、注文者は契約不適合であることを知ってから1年を経過しても請求できる(改正民法 637 条2項)。この場合でも、一般の消滅時効にはかかる(改正民法 166 条1項)。

(※5) 具体的には、引渡しから10年で請求権が消滅するものと思われる。

(出所) 現行民法及び改正民法を基に大和総研作成

## ①瑕疵担保責任(契約不適合責任)の発生

瑕疵担保責任(契約不適合責任)の発生については、製作物が種類・品質・数量に関して「契約不適合」であるときに発生することとされた(636 条・559 条・562 条)。現行民法でも、「瑕疵」があるかどうかは具体的な契約に基づいて判断されており、この改正は文言を「瑕疵」から「契約不適合」に変更したもので、瑕疵の範囲は改正前後で変更はないと考えられる(改正により、瑕疵の範囲が広がるわけではない)<sup>10</sup>。もっとも、「契約の内容に適合しているかどうか」で判断されることが明確となったため、改正後は契約の内容<sup>11</sup>がより重要になるといえるだろう。

## ②注文者の責任追及の手段

注文者の責任追及の手段としては、現行の「瑕疵修補請求」の代わりに「履行の追完請求」ができることとされ、瑕疵修補以外の手段(代替りの物を引き渡すよう請求することなど)も可能となった(636 条・562 条)。また、現行では、重要でない瑕疵で、修補に過分の費用を要するときは瑕疵修補請求ができないこととされていた(634 条1項)。改正民法では、この規定はなくなったものの、履行の追完が債務の発生原因(請負契約)及び取引通念上不能であると

<sup>10</sup> 脚注2資料P.478参照。

<sup>11</sup> ここでいう「契約の内容」とは、契約で明示的に合意されていた内容だけでなく、その契約の性質、契約をした目的、契約締結に至る経緯その他の事情に基づいて定まるとされる。脚注2資料P.478、脚注4資料P.8参照。

きは、追完請求ができないこととされ（412条の2第1項）、一定の制限がかかっている<sup>12</sup>。

また、契約の解除については、現行民法では「契約の目的が達成できないとき」に制限されていたが、改正民法ではこの規定が削除され、債務不履行による解除の規定が適用されることとなった（前掲図表3）。「契約の目的が達成できないとき」でなくとも契約の解除ができることとなり、注文者が解除できる場合が拡大することとなった（636条・564条・415条）。解除されると契約は遡ってなかったこととなるため、注文者は既に受け取った製作物を、請負人は既に受け取った報酬を相手方に返還しなければならない（現状回復義務、545条）。

損害賠償請求については、現行民法では請負人に過失がないときも責任を負うものとされているが（無過失責任）、改正民法では、契約など債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして請負人に帰責事由がないときには、損害賠償責任を負わないこととされた（415条）。請負人が損害賠償責任を負う場合、賠償の範囲は、「履行利益（転売利益など、契約が履行されたことで得られる利益）<sup>13</sup>」となる（仕事完成義務があるため）。

さらに、現行民法での3つの手段に加えて、「報酬の減額請求」が可能となり、注文者の責任追及の手段が増えることとなった（636条・563条）。

### ③注文者が責任追及できる制限期間

注文者が責任追及できる制限期間については、現行民法では「引き渡し時（引渡しが必要な場合は、仕事終了時）」から1年以内に「請求」しなければならないとされている（637条）。改正民法では、種類・品質の不適合の場合と、数量の不適合の場合で制限期間が異なることとされた。種類・品質に関しては、契約不適合であることを「注文者が知ってから」1年以内に「通知」しなければならないとされた（637条1項）。引き渡し時（仕事終了時）から1年を過ぎても、その後に発見された不適合についてはなお責任を追及される可能性があることになり、注文者が請求権を保存するためにしなければならない行為が「請求」（具体的な瑕疵の内容と請求する損害額の根拠を示すことが必要）から「通知」（不適合の種類や、おおよその範囲を通知すればよい）に緩和されることになった<sup>14</sup>。他方、数量に関しては、一般の消滅時効が適用され、契約不適合であることを注文者が知ってから5年または引き渡し等から10年とされた（166条1項）。

<sup>12</sup> 脚注4資料P.18、法制審議会民法（債権関係）部会資料79-1「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案の原案（その1）」P.7参照。

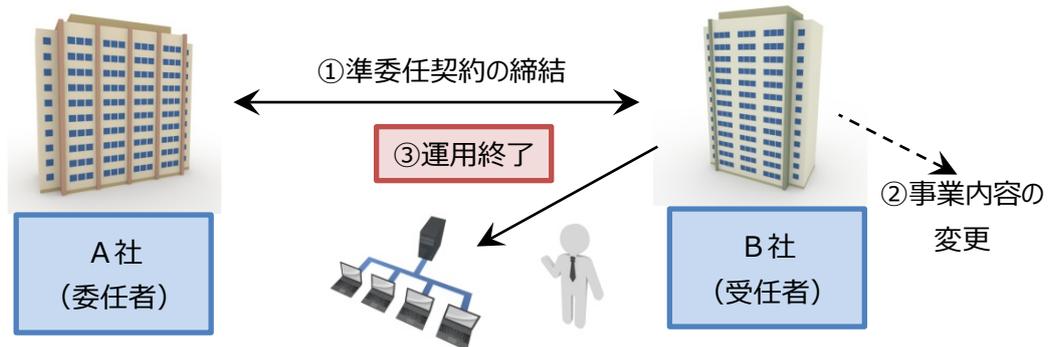
<sup>13</sup> 例えば引き渡された製作物の数量が、契約で定めた数量より不足しているなど契約不適合である場合には、不足分を転売していた場合に得られていた値上がり分が履行利益にあたる。

<sup>14</sup> 脚注2資料P.483参照。

## 2. (準) 委任契約<sup>15</sup>

### (1) 委任契約が途中で終了した場合～報酬請求の規定の見直し

事例3：事例1のB社は、A社との間で、請負契約により完成したシステムの運用・保守を行う準委任契約を結んでいた。準委任契約では運用報酬は1年ごとに後払い、契約期間は1年間（システムの稼働終了まで毎年自動更新）とされた。システムの運用開始から6ヵ月後、B社が事業内容を変更したため、システム運用・保守の業務を行うことができなくなった。



現行民法では、(準) 委任契約が履行の途中で終了した場合、受任者に帰責事由がないときには、受任者は既にした履行の割合に応じて報酬を請求できるとされている (648条3項)。つまり委任契約が終了したことについて受任者に帰責事由があるときは、受任者は履行途中までの報酬を請求できない。事例3では、準委任契約が終了した原因は、B社が事業内容の変更によりシステム運用・保守の業務を行うことができなくなったためであり、受任者B社に責任があるといえる。したがって、B社は、既に行った6ヵ月間のシステム運用に係る報酬について、委任者A社に請求することができないことになる。

改正民法では、①委任者の帰責事由なしに委任事務を履行することができなくなった場合(履行不能)には、受任者は既にした履行の割合に応じて報酬を請求できることとされた (648条3項1号)。つまり、委任事務を履行することができなくなったことに委任者と受任者のどちらにも責任がない場合や、受任者に責任がある場合でも、受任者は既にした履行部分の報酬を委任者に請求できることとされた。委任者と受任者の帰責事由によって分類すると、図表5のようになる。

図表5 委任事務を履行することができなくなった場合の帰責事由と報酬請求の関係 (改正後)

|          |    | 委任者の帰責事由        |                   |
|----------|----|-----------------|-------------------|
|          |    | あり              | なし                |
| 受任者の帰責事由 | あり | — <sup>※1</sup> | △ <sup>※2※3</sup> |
|          | なし | ○ <sup>※4</sup> | △ <sup>※3</sup>   |

(※1) 受任者と委任者の双方に帰責事由がある場合については、双方の帰責性の大きさを比較して、危険負担と損害賠償責任の組み合わせにより妥当な解決を導くべきと思われる。仮に報酬請求を認めた場合には、受任

<sup>15</sup> 委任契約とは、法律行為（契約の締結など）を委託する契約をいう（643条）。準委任契約とは、法律行為でない事務（システムの運用など）を委託する契約をいう（656条）。

者の帰責性は一定の損害賠償責任を認めることで評価されるものと考えられる。中田裕康『契約法』（有斐閣、2017年）P. 169 参照。

(※2) 報酬請求とは別に、受任者の債務不履行責任が問題になりうる。

(※3) 受任者は、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる（改正民法 648 条3項1号）。なお、請負に類似した「成果報酬型委任」の場合は、委任者の利益がある場合に、その利益の割合に応じて報酬を請求することができる（後述2.（2））。

(※4) 受任者は、報酬の全額を請求することができる。ただし、残部の委任債務を免れたことにより受けた利益（材料費・人件費など委任事務の履行のための費用など）は委任者に償還しなければならない（改正民法 536 条2項）。

(※5) ○…全額報酬請求可、△…一部報酬請求可。

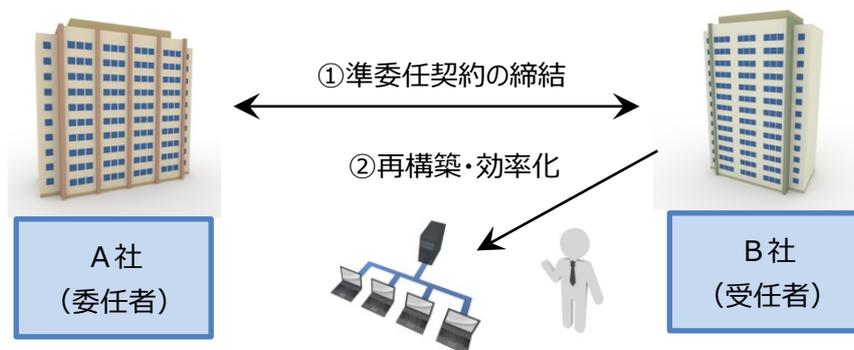
（出所）改正民法を基に大和総研作成

事例3では、受任者B社は、既に行った6ヵ月間のシステム運用に係る報酬について、委任者A社に請求することができることになる（なお、報酬請求とは別に、B社の債務不履行責任が問題になりうる）。

また、改正民法では、②（準）委任契約が履行の途中で終了した場合についても、受任者は既にした履行の割合に応じて報酬を請求できることとされた（648 条3項2号）。つまり、委任契約が解除<sup>16</sup>されたこと、または履行の途中で委任の終了事由<sup>17</sup>が生じたことによって委任契約が終了した場合には、受任者は既にした履行部分の報酬を委任者に請求することができる<sup>18</sup>。

## （2）「成果報酬型」の委任契約の規定の新設

事例4：事例3のB社は、A社の使用しているシステムの再構築・効率化を行う準委任契約を結んだ。委任報酬は、効率化が1%達成されるごとに増額されるものとされた。



委任契約には、①一定期間の事務処理の労務の対価として報酬が支払われる類型（雇用に類似）のほか、②委任の成果に対する対価として報酬が支払われる類型（請負に類似<sup>19</sup>。いわゆる成果報酬型委任）がある。現行民法では、委任が履行の途中で終了した場合の報酬請求について、受任者に帰責事由がないときは、委任終了時まで履行した「事務処理の割合」に応じ

<sup>16</sup> 委任契約は、委任者または受任者のどちらからでも、いつでも解除ができる（任意解除権、現行・改正民法 651 条1項）。

<sup>17</sup> 委任の終了事由とは、委任者または受任者の死亡、破産など（現行・改正民法 653 条）。

<sup>18</sup> 脚注4資料P. 20 参照。

<sup>19</sup> 成果報酬型委任は、仕事完成義務を負わない点で請負と異なるものの、成果が生じてはじめて報酬を請求できる点で請負と類似している。脚注5資料P. 12 参照。

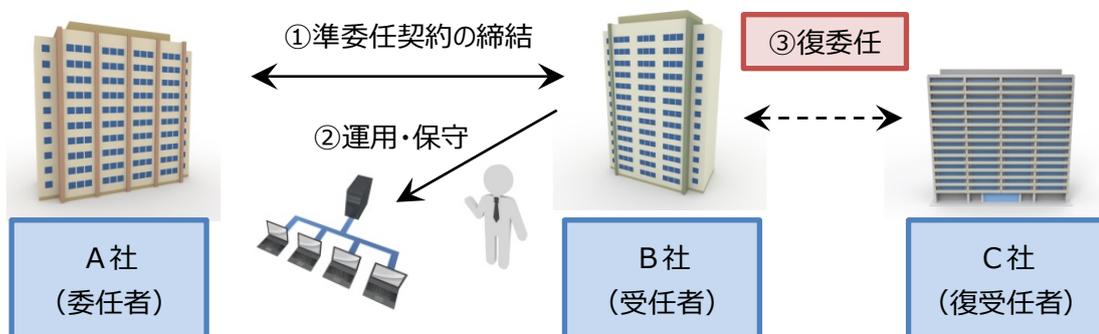
た報酬を請求できるとしている（648条3項）。しかし、成果報酬型委任の報酬は、事務処理による「一定の成果」に対して支払われるもので、事務処理の割合により決まるものとはいえない<sup>20</sup>。

改正民法では、この成果報酬型委任の報酬に関して、規定が新設された（648条の2）。報酬の支払いは、成果の引渡し時（引渡しが必要な場合は委任事務の履行後）に支払われるものとされている（648条の2第1項、648条2項）。

また、委任の成果が得られる前に契約が終了した場合の受任者の報酬について、請負の規定（634条）が準用されることとされた（648条の2第2項）。すなわち、委任者の帰責事由なしに成果を得られなくなった場合、または成果が得られる前に契約が解除された場合に、既履行部分について委任者が利益を受けるときは、既履行部分を得られた成果とみなし、受任者は委任者の利益の割合に応じた報酬を請求できる。

### （3）委任事務の更なる委任～「復委任」の規定の新設

事例5：事例4のB社は、受託したシステムの運用・保守業務を行うにあたって、業務の一部をC社に委託（復委任）したいと考えた。



委任は、委任者と受任者との間の信頼関係をもととして結ばれる契約であることから、請負と異なり、受任者の仕事（委任事務の処理）は、原則として**受任者本人**が行わなければならないとされている（自己執行義務）。ただし、常に受任者が事務処理のすべてを行わなければならないとすると大変であるし、また委任事務のうちでもさほど重要でない周辺の事務など、内容によっては受任者以外の者が行っても信頼関係上問題がないと思われるものもある。

このように、受任者が自分以外の者（復受任者）に委任事務の一部を委託すること（復委任）に関しては、現行民法では規定がなく、復受任者の選任については復代理人の選任についての規定（104条・105条）を類推適用することで対応されてきた。また、委任者と復受任者の関係

<sup>20</sup> 脚注5資料P.14参照。

についても、同じく復代理人の権利義務についての規定（107条2項）が類推できるかが議論されてきた。

改正民法では、委任の規定の中に「復委任」の規定が新設された（644条の2）。**受任者が復委任者を選任できるのは、①委任者の許諾を得たとき、または②やむを得ない事由があるときに限られる**（改正民法 644 条の2 第1項）。「②やむを得ない事由があるとき」とは、復委任することについて委任者の許諾を得るか、委任者に依頼して他の者に委任してもらうなどの措置を取ってはその委任契約の趣旨に反する事情がある場合を指すとされ<sup>21</sup>、すぐに復受任者に事務処理を行ってもらわなければならない緊急性があるような場合をいう。これは、従来類推適用されてきた復代理人の選任の規定と同様の内容を定めるものであるため、改正前後において変更はない。事例5では、受任者B社が受任業務の一部をC社に委託するには、やむを得ない場合を除き、委任者A社の許諾を得ておく必要がある。

また、代理権を付与する委任の場合（例えば、売買契約について委任者の代理人として相手方と交渉し、契約を結ぶ権限が受任者に与えられた場合など）、受任者がさらに代理権を有する復受任者を選任したときは、**復受任者はその権限の範囲で受任者と同じ権利を有し、かつ委任者に対して直接義務を負う**こととされた（改正民法 644 条の2 第2項）。これは、委任者と復受任者の関係について、これまで類推適用が議論されてきた復代理人の権利義務の規定と同様の内容が適用されることが明確になった。

### 3. 改正民法の施行日と適用日（経過措置）～改正民法はいつから適用？

#### （1）施行日

改正民法は、原則として公布日（2017年6月2日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される（附則1条柱書本文）。したがって、遅くとも2020年6月1日までに施行されることになる。なお、法務省は施行日について、改正の影響を受ける企業や消費者団体などへのヒアリングを経て決定することとしており、具体的な日程はまだ示されていない。しかし、現状では、2020年4月1日の施行が有力視されている。

#### （2）適用日（経過措置）

施行された法律は、原則として施行日から適用されるが、例外的に施行日と適用日が異なる場合がある（経過措置）。今回取り上げた項目の適用関係は、それぞれ図表6のとおりとなる。

図表6 適用関係

| 項目   | 施行日以外から適用されるもの                    | 条文         |
|------|-----------------------------------|------------|
| 請負契約 | 施行日前に結ばれた請負契約及びそれに付随する特約には適用されない。 | 附則 34 条1 項 |

<sup>21</sup> 脚注5資料P.10参照。

|                 |   |               |
|-----------------|---|---------------|
|                 | ⇒現行法が適用   |               |
| 委任契約            | 施行日前に結ばれた委任契約及びそれに付随する特約には適用されない。<br>⇒現行法が適用  |               |
| 消滅時効<br>(時効期間)  | 施行日前に生じた債権には適用されない。<br>⇒現行法が適用  | 附則 10 条4<br>項 |
| 債務不履行<br>(損害賠償) | 施行日前に債務が生じた場合(施行日以後に債務が生じた場合であってその原因である法律行為が施行日前にされたときを含む)におけるその債務不履行の責任等については、適用されない。<br>⇒現行法が適用 | 附則 17 条1<br>項 |
| 債務不履行<br>(解除)   | 施行日前に結ばれた契約の解除については適用されない。<br>⇒現行法が適用   | 附則 32 条       |
| 危険負担            | 施行日前に結ばれた契約については適用されない。<br>⇒現行法が適用  | 附則 30 条1<br>項 |

(出所) 改正民法を基に大和総研作成

### (3) 改正民法による影響

以上に述べてきたような請負契約および委任契約に関わる改正内容は、原則として「任意規定」であり、当事者間の契約で異なる定めをすることができる。したがって、今から改正後に備えて契約で定めておくことで、改正による影響を少なくすることができる。

もともと、民法の規定は、契約で定めておかなかった場合に適用されるだけでなく、契約内容のベースラインとしての意味を持つといえる。企業には、改正民法が適用される契約についてチェックしておくことが求められるといえるだろう。